

令和 8 年度
聖籠町農地等利用最適化推進施策
に関する意見書

令和 7 年 1 1 月
聖 籠 町 農 業 委 員 会

聖籠町農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、本町の農業・農村振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動に対しましてもご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

昨今の本町の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、後継者・新規就農者の不足があり、耕作放棄地も若干、増加傾向にあります。また、近年は酷暑、大雪、大雨などの異常気象が恒常化し農作物等に被害を及ぼしているほか、国際情勢の不安定化、円安に伴う農業資材・燃油の高騰などにより、農業経営は日々圧迫されている状況です。

また、本町の農業の中心となる水稻においては、令和のコメ不足と言われる状況の中、米価の高騰が続いており、国も米政策の見直しへ向け舵を切ったところでもあります。しかし、その方針は一定せず、水稻農家は、これまでの水田利活用に向けた取り組みがどのように変わるのか不安を抱えている状況です。

農業委員会では、農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進のみならず、地域における農業者との話し合いを通じて、町農政部局とも協力をしながら、地域計画と10年後の農地集積・集約の姿を描いた目標地図を作成したところです。今後は、この将来像を実現していくためのブラッシュアップの取り組みが重要となってきます。

つきましては、令和8年度の予算編成にあたって、町の基幹産業である農業の振興と併せ農村の振興も主眼とし、農地利用の最適化の効率的かつ効果的な実施や地域計画で定めた農地の将来像を実現するために必要な施策の改善等に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出します。

令和7年11月25日

聖 籠 町 長
西 脇 道 夫 様

聖籠町農業委員会
会長 宮 下 吉 勝



1 持続可能な農業へ向けて

本町においても、担い手となる農業従事者は高齢化により減少し、更に異常気象等の災害や原油の高騰などの社会情勢が担い手の農業経営に多大な影響を与えているところであります。担い手である農業者が安定した農業経営を持続させるため、以下の支援をお願いします。

- ① 地域計画については、町と農業委員会が両輪となり共同して取り組んで行くものであります。今後も、農協等の関係機関や担い手となる農家とも協力しながら、共に計画のブラッシュアップに取り組んでいけるよう支援をお願いします。
- ② これからの町の農業を担う後継者や新規就農者等を確保するため、農業に対し興味・意欲のある若者から、農業を始める場所として聖籠町を選択してもらうためのきっかけづくりや働きかけをお願いします。
- ③ 昨今のコメ不足や米価高騰の流れを受け、国は米政策の見直しを進めています。しかし、方針が一定せず、今後の水田利活用のあり方については、水稻農家の間でも不安感があります。町として、今後の水田利活用の取り組みについて、農業再生協議会、方針作成者も交え早急に検討をし、農家へ示されるようお願いいたします。
- ④ 近年、異常気象が恒常化しつつあり、農家に大きな不安をもたらしています。また、農業資材、燃料の高騰に伴う生産コストの高騰等も続いており、農業経営を圧迫しております。こうした状況が続くと、有事の際、営農を断念し離農する農家が出ることも懸念されます。このため、県、農協等の関係機関・団体と連携し被害防止に努めるとともに、有事の際は支援を検討くださるようお願いいたします。
- ⑤ 収入保険への加入を促進するため、また、農業の安定経営のため、保険料等に対する支援をお願いします。

2 担い手への農地の集積・集約化について

農産物の生産コストを下げるには、耕作の事業に供される農地を効率的に耕作できる集積・集約化が必要でありますので、以下の支援をお願いします。

- ① 基盤強化法に基づく農地の相対取引が廃止される中、地域計画に基づ

く取り組みや基盤整備事業の活用などにより、農地中間管理事業の役割が飛躍的に高まることを見込まれます。特に、現在、町内で進められている基盤整備事業は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しており、担い手へ農地の集積・集約に大きな役割を果たす事業となります。このため、町内6地区で推進されている基盤整備事業について、速やかな事業の進捗が図られるよう、聖籠土地改良区等の関係機関と連携し、国へ事業費確保に向けた積極的な働きかけをお願いします。

- ② 近年の異常気象の頻発、資機材等の価格高騰などの影響で、本町の農家も安定収入に至るまでの過程が厳しく、若手への経営移譲や新たな就農が阻害されています。本町の担い手農家が希望を持って営農に取り組み、また、将来の担い手へ引き継いでいけるよう支援をお願いします。

3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化による労働力不足や所有者不明に伴う農地の管理不全など様々な要因による耕作放棄地が増加していますので、以下の支援をお願いします。

- ① 農業委員会においても農地パトロールや農地のあっせん等を通じ耕作放棄地の発生防止に努めておりますが、町内においては年々、増加傾向にあります。解消が困難な放棄地も増えており、積極的な非農地化の判断も必要と考えています。しかし、ある程度の人手や経費をかけることで解消が可能な農地も多く、そうした農地の所有者が、耕作放棄地の解消にあたり町の支援を受けられるよう、助成制度の積極的な周知をお願いします。
- ② 「果樹の里 聖籠」を維持・発展させるため、果樹営農への積極的な参入を促し、結果として耕作放棄地の発生防止・解消する取り組みの検討をお願いします。

4 農業・農村振興の体制強化について

農業委員会は農地利用の最適化に取り組んでおります。

「地域計画」の作成や基盤整備事業の事務等で町や土地改良区と連携し、農業振興事業や土地改良事業等の業務を遂行しておりますので、以下の支援

をお願いします。

- ① 基盤整備事業は、農地中間管理機構関連農地整備事業で推進しており、それに伴い農業委員会に多大な事務負担を生じさせています。推進する基盤整備事業に支障をきたさない人員体制の充実に努めてください。